

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部の内部質保証に関する方針

(平成 29 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年 7 月 1 日

1. 基本方針

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部が掲げる目的の達成及び理念の実現のため、本学の教育研究活動・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究活動の質的向上と管理運営の効率化を図る。また、質保証及び質の向上に全学一体となって取り組み、関連する情報等を社会に対して積極的に公表していく。

2. 組織・体制

- (1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織としての役務は運営会議が担い、内部質保証の方針、手続き、体制及び機能向上、自己点検・評価の基本方針に関することのほか、学部・学科、附置附属機関及び事務局における自己点検・評価結果を検証し、改革・改善に努める。
- (2) 学部・学科、附置附属機関及び事務局における自己点検・評価の結果を全学的な視点で確認するため、自己点検・評価委員会を置く。学部・学科、附置附属機関及び事務局における自己点検・評価結果を統括し、検証を行う。
- (3) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を高めるために外部評価委員会による評価を実施する。

3. 手続・運用

- (1) 運営会議は、学部・学科及び附置附属機関・事務局に SONODA VISION 達成のための指示事項を出す。
- (2) 学部・学科及び附置附属機関・事務局は、指示事項を受けて実施計画書を作成し、運営会議に提出する。
- (3) 学部・学科及び附置附属機関・事務局は、自己点検・評価を行う。
- (4) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の統括及び検証を行う。
- (5) 運営会議は、外部評価委員会からの点検・評価に基づく意見を聴取する。
- (6) 学生の意見は、学長との懇話会において聴取する。
- (7) 内部監査室は、運営会議を中心に内部質保証システムが適切に機能しているかを検証し、学長に報告する。
- (8) 運営会議は、自己点検・評価報告書、外部評価委員会及び学長との懇話会からの報告・意見、内部監査室からの検証結果をあわせて、SONODA VISION 達成のための指示を出す。